平成29年度

第4回越知町農業委員会総会議事録

平成 29 年度 第 4 回越知町農業委員会総会会議録

平成29年7月31日 越知町農業委員会総会を越知町役場3階大会議室に召集された

- 1 会議日 平成 29 年 7 月 31 日 (月) 午前 9 時 00 分~午前 9 時 50 分
- 2 出席委員

農業委員(8名)

1		2	大原	典子	3	山﨑	耕助	4 吉田由太		由太郎
5	箭野 正昭	6	橋詰	節	7	大原	利武	8	和田	昌夫
9 岡林富士男		10								

欠席委員(2名) 藤原 幸子 須内 啓次

農地利用最適化推進委員(5名)

1	松井 邦夫	2	濱田	學	3	斎藤	信夫	4	片岡	政彦
5	片岡久一郎									

事務局職員出席者(3名)

局長 田村 幸三 農政係長 橋村 和佳 主事 須内 敬登

- 3 本会に出席を求めたもの
- 4 議事

議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第9号 非農地証明願いについて

- 5 その他
- 6 閉会

開会及び会議 午前9時00分

会 長 再選後初めての農業委員会という事で、みなさまにはお集まりいただきましてありがとうございます。暑い日が続いておりますが、体調をくずさないように、委員の皆様には今後ともよろしくお願いします。

それでは本日の農業委員会総会を始めたいと思います。本日は藤原委員と須 内委員が欠席でございます。本日の署名委員は大原利武委員と、箭野委員よ ろしくお願いいたします。

それでは議題に入ります。議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請 について、事務局説明をお願いします。

事務局 はい、説明します。

2ページありますが、1件です。

譲渡人が〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人が、〇〇の〇〇〇〇さん、調査委員は 山崎委員にお願いしております。

土地の所在地番は、〇〇字〇〇334 番、地目は台帳現況共に畑、面積が 39 ㎡、事由は贈与です。他、田が4筆の971㎡、畑が35筆の3,759.91㎡、合計39筆の4,730.91㎡になっております。以上につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号に該当しない事は書面にて確認しております。写真、切図等添付しておりますので、ご参考になさって下さい。以上です。

3番委員 はい、ただいま議案第8号について事務局より説明ございました。

調査につきましては、先月の会の時の区割りの事で、私の方が〇〇も入るという事で調査してきました。

日にちは昨日、町道〇〇線が平日はずっと工事中で通行止めになっておりま して時間制限がありますが、日曜日はないという事で行ってきました。

○○○○さんと、息子さんがおいでまして話を聞きました。写真の 1-1 と 1-2 です。○○さんくは、○○から○○に分かれて、ずっと○○の方に入って行きよりましてその左向け、○○の方入って行って左側に○○の集会場がございますが、それより上行った所の左の 1 軒の住宅でございます。周囲につきましては、上の方は山林ばかりで、耕地は河川沿いにあるものがほとんど耕地だけで、山の方はないような状況です。

○○というのが○○など置いて、きれいに整備されております。それから、 ○○というのが、家の前が3年前に大きく潰えて、現在まだ山は工事の途中、 上の方3分の1ぐらい工事やって、下の方はまだ工事してないので、建設機 械やらがあって、工事用地として利用しております。一応、耕地は作って復 旧して○○が土を入れて工事しておりますけど、まだ上側の上流側の方にち よっと稲を植えちゅうだけで、あとはほとんど工事用の機械とか置いております。3分の1ぐらいは仮設道路になっておりまして、家の前を通って、上流100mばあ行ってから、左岸にわたるという風に仮設道路を作っておりますので、ほとんど耕地として使われておりませんけれども、工事が済んだらまた耕地に利用すると話を聞いてきました。

それからもう一軒の〇〇というのがありますが、それは仮設道路を行って左 岸に渡った所の、家から離れていない所です。ここにはいろいろ、造園をす るような木が植わっておりまして、畑としてきれいに整備されております。 耕地面積的には一坪規模を見たらわかるように境がありますが、本人もなか なか分からんと言っておりましたが、筆数が多いという事で、これは早く国 調が来てもろうて、合筆してもらわにゃあなんともならんと言っておりまし たけども、まあ、登記費用もいるんでとも言っておりました。この3条出て おる所は現在そういう状況でございまして、畑とか、工事用の資材置き場に 使われている状況です。以上報告を終わらせて頂きます。

会 長 何か私に聞きたい事ございませんか。

(質問、意見なし)

ないようですので、採決に入ります。

議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について賛成の方、挙手お願いします。すみません、農業委員さんだけお願いします。推進委員さんは 議決権がありませんので。

(全員挙手)

はい、全員です。

議案第9号 非農地証明願いについて事務局より説明お願いします。

- 事 務 局 はい、説明します。番号 1、申請人は〇〇の〇〇〇〇さん、調査委員は同じ く山﨑委員にお願いしております。土地の所在地番が、〇〇字〇〇245 番、 地目は畑、面積は 165 ㎡、利用状況は山林、昭和 60 年頃よりという事です。 こちらも 2 ページ目にわたっておりまして、合計で田が 5 筆の 699 ㎡、畑が 43 筆の 4,424.82 ㎡、合計 48 筆 5,123.82 ㎡となっております。以上です。
- 3 番委員 これも昨日調査してきました。〇〇と〇〇は〇〇〇〇さんの自宅からはるか上で、周囲を見渡しても山ばかりで、現地まで行って山の中を見るという所まではいきませんでしたが、杉からヒノキを植えて植林にしちゅうという事でございました。

それから〇〇につきましては3年前の潰えで、ほとんど山が潰れて残っていませんので、今工事をしていますけど、現在潰れておる所です。

それから〇〇というのが手前側で、住宅よりちょっと手前の、道路からいうたら右の上です。

それから〇〇、これはずっと〇〇の方入って行きまして、途中でまた、左岸の方行きよって、右岸渡るのですが、そこの所で林道が二つに分かれておりますが、そこの上です。ほとんど植林ばかりで、現在耕地は見当たりません。山林もほとんど杉とヒノキで本人が植えたと言っております。今は、〇〇さんは足が悪いので、現場にはよう行かんという事で、僕が地図をみて、〇〇の所まで車で行って見たところ、さっき話しましたように、耕地は家の付近だけで、あとは周囲はほとんど植林、杉とヒノキばかりで山になっております。以上、報告終わります。

- 会 長 議案第9号 非農地証明については説明いたしましたが、今後こういう案件 増えてくると思います。それで、地権者の方が、本人がなかなかよう行かん という状況が出てくると思うわけですので、その辺のこれから先どういう風 にして、早う国調が進んでいけばいいんですけど、国調が〇〇の手前に来ち ゅう。早く国調に来てもろうて、山林なら山林に切り替えてもらわんと、証 明的にほら。委員だけが行っても、なかなかもう。まあ、見たら山じゃけ、 木ばっかりになっちゅうき、耕地があるような物じゃないけんどよね、これ から先どうするかを検討していかんといかんかなと思っております。以上、調査に行って感じた事です。
- 4番委員 いいですか。山が潰えて、耕地であった場所が無くなりますよね。 それを金かけて非農地証明とりよりますか。後、どうなりますかね?潰れた ら。まあ斜面が残るき。
- 会 長 斜面は残るけんどね。今、山林協会が、県がやりゆうが、3分の1ばあやり ゆうろうか。けんど、道路までゆうたらはるか、まだだいぶあるきね。木が 植わるような物じゃないわ。もう。
- 局 長 非農地証明願いというのは、今回みたいに農業委員会で非農地が証明された ら、証明書を持って法務局に行ったら個人でできるんですよね。
- 4番委員 非農地証明願い取るにもなんぼか金がかかるんじゃろう。
- 会 長 議案第9号 非農地証明願いについて、私の報告でほかになにか質問ありませんかね。

(質問、意見なし)

ないようでしたら、議案第9号 非農地証明願いについて賛成の方の挙手を 求めます。

(全員挙手)

はい、全員です。

本日の議案は2件でございますので、その他に入ります。事務局説明お願い します。小休します。

閉会 午前9時50分